

昭和四十一年七月十五日提出
質問第一号

行政庁の認許可権限に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十一年七月十五日

提出者 栗原俊夫

衆議院議長 山口喜久一郎殿

行政庁の認許可権限に関する質問主意書

一 認許可権限をもつ行政庁が、受理した認許可の申請書に対し、常識を逸した期間（四、五箇月以上）認許可も与えず、また理由を附しての不認許可の決定をせず放置しておくことは、単なる行政の怠慢というばかりでなく、認許可権限を消極的に乱用するの罪を免れないと考えるが、どうか。

二 認許可権限をもつ行政庁が明らかにその権限をこえて行なう認許可、特に不認可不許可の決定について、被害者の立場に立つ国民が、最も簡単に、しかも最も有効適切に、その誤りを正さしめる方法をお示し願いたい。

右質問する。